

横浜市現市庁舎街区活用事業  
環境影響評価方法書に係る手続について

項目	内容
対象要件	横浜市環境影響評価条例(以下「条例」という。)対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表 10 高層建築物の建設
図書の提出	条例施行規則第16条第2項 令和2年4月20日提出
図書の縦覧の公告、公表	条例第18条第1項 令和2年5月15日市報公告 (広報よこはま5月号、環境影響評価課ホームページ、環境創造局ツイッターで公表)
図書の写しの縦覧、公表	条例第18条第1項 縦覧期間:令和2年5月15日～令和2年6月29日 縦覧場所:環境創造局環境影響評価課 中区役所区政推進課 西区役所区政推進課 (横浜中央図書館、中図書館及び西図書館で閲覧、環境影響評価課ホームページで方法書の全文公開を実施)
審査会への諮問	条例第18条第2項 令和2年6月2日諮問
図書の概要の周知	条例第19条第2項 周知計画書(令和2年4月20日提出) 方法書対象地域:中区及び西区の一部 周知方法:「環境影響評価方法書に関する縦覧及び説明会開催のお知らせ」を方法書対象地域内にポスティング(約24,200部、5月19日から順次投函開始)他
説明会の開催	条例第19条の2第1項 開催日時:第1回 令和2年6月12日(金)19時～ 第2回 令和2年6月13日(土)10時～
意見書の提出	条例第20条第1項 提出期間:令和2年5月15日～令和2年6月29日 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により当該意見を述べるができる。 (郵送提出、持参による提出、電子申請による提出の受付を実施)
方法市長意見書の作成	条例第21条第1項 市長は、本審査会の答申等を踏まえ、方法市長意見書を作成し事業者に送付する。
方法市長意見書の公告・縦覧	条例第21条第2項 市長は、方法市長意見書を作成した旨を公告し、30日間縦覧を行う。

# 【条例対象事業】横浜市環境影響評価条例の手の続の流れ

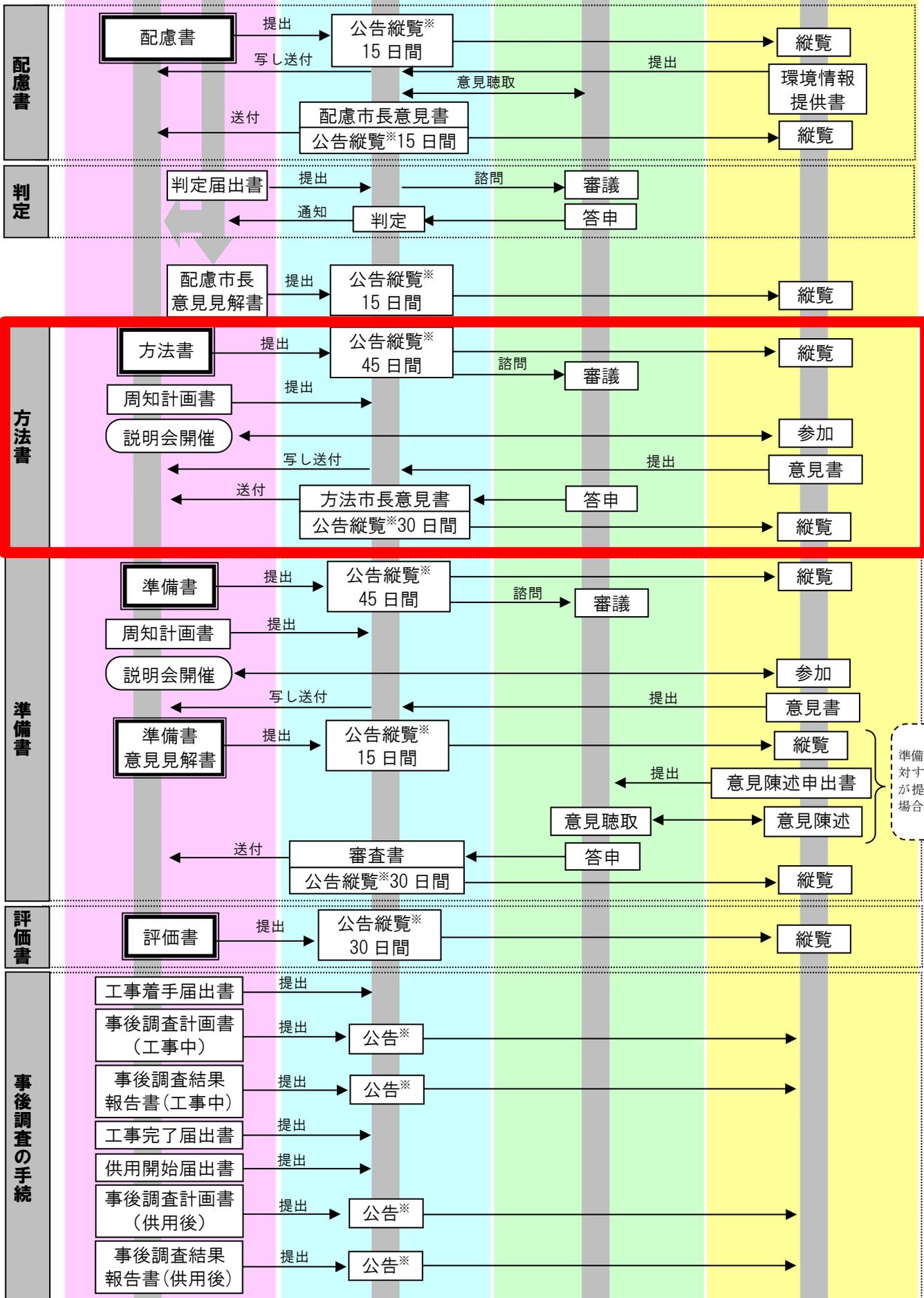
都市計画決定権者

第1分類 第2分類

市長

審査会

市民



今回の手続

準備書に対する意見書が提出された場合に限る。

※併せて、インターネット等での公表も行います。

(平成 25 年 7 月 1 日施行)